

○久喜市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱

平成22年3月23日

告示第21号

改正 平成23年3月29日告示第162号

平成24年3月12日告示第128号

（趣旨）

第1条 この告示は、市が発注する建設工事の請負に係る一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 事後審査型入札の対象とする工事は、市長が指定する。

（参加資格）

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 久喜市が行う競争入札に参加する者の必要な資格等（平成22年久喜市告示第22号）第1条の競争入札参加資格者名簿に、対象工事に対応する業種で掲載された者であること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、久喜市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成22年久喜市告示第25号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる事項に係る参加資格について定めることができるものとする。

- (1) 対象工事に対応する業種の設計金額による発注基準の業者区分
- (2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合数値の区分
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた営業所の所在地
- (4) 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績
- (5) 当該工事に配置予定の技術者
- (6) その他必要と認める事項

（公告内容等の決定）

第4条 市長は、久喜市指名競争入札参加者の選定に関する規程（平成22年久喜市告示第23号）第2条の久喜市指名競争入札参加者選定委員会に諮り、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

（入札の公告方法）

第5条 入札の公告は、前条の規定により決定された内容等を久喜市役所掲示場に掲示する方法により行うものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、同項に規定する方法のほかに、インターネットを利用して周知する方法により行うことができる。

3 前項に規定するインターネットを利用して周知する方法は、久喜市ホームページ又は埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）に同項の内容等を掲載することにより行うものとする。

（設計図書等）

第6条 設計図面、設計書、仕様書、特記仕様書及び契約書案（以下これらを「設計図書等」という。）は、入札に参加を希望する単体企業及び経常建設工事共同企業体（以下これらを「単体企業等」という。）並びに特定建設工事共同企業体（以下これらを「参加希望者」という。）に閲覧し、貸与し、又は配布（有料又は無料）するものとする。

2 参加希望者からの質問及び回答は、入札事務を所掌する課において閲覧に供するものとする。ただし、電子入札を行う場合には、市が公告等で明示する方法により行うものとする。

（現場説明）

第7条 現場説明会は、必要に応じて開催するものとする。

（入札参加）

第8条 参加希望者は、一般競争入札（事後審査型）参加申請書（単体企業等にあつては様式第3号、特定建設工事共同企業体にあつては様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、電子入札を行う場合には、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出しなければならない。

（入札保証金）

第9条 入札保証金の納付及び減免は、久喜市契約規則（平成22年久喜市規則第65号。以下「契約規則」という。）第5条及び第8条に基づくものとする。

2 電子入札を行う場合において、入札参加者が落札後に契約を締結しないおそれがないと認められるときは、契約規則第8条第1項第3号に該当するものとし、入札保証金を免除

することができる。

3 入札保証金は、入札後、様式第5号の請求書に基づき、これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当するものとする。

4 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により還付しないものとする。

（入札金額見積内訳書）

第10条 入札金額見積内訳書は、必要に応じて初度入札時に提出するものとする。

（入札の執行）

第11条 入札に参加する者の数が1人であるとき、又は入札に参加する者がいないときは、入札を執行しないものとする。ただし、第5条第1項及び第2項に規定する方法により入札の執行に関して、指示がある場合は、この限りでない。

2 再度入札は、2回までとするものとする。

（不調時の取扱い）

第12条 再々度入札によっても落札者がいないときは、指名競争入札又は随意契約によることができるものとする。

（入札の辞退）

第13条 参加希望者は、第8条に規定する入札参加申請を行った後であっても、入札を辞退することができる。

（入札の無効）

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とするものとする。

(1) 一般競争入札（事後審査型）参加申請書又は電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出しない者がした入札

(2) 虚偽の一般競争入札（事後審査型）参加申請書又は競争参加資格確認申請書を提出した者がした入札

(3) 入札者の押印のない入札書（電子入札にあつては、電子証明書が添付されていない入札書）による入札

(4) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

(5) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

(6) 入札に参加する資格のない者がした入札

- (7) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (8) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (9) 委任状を提出しない代理人がした入札
- (10) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (11) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (12) 郵便、電報、電話、ファクシミリ等による入札
- (13) 明らかに連合によると認められる入札
- (14) 参加資格審査のために市長が求める資料を提出しない落札候補者がした入札
- (15) その他公告に示す事項に反した者がした入札  
(落札決定の保留)

第15条 市長は、落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第16条 市長は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「第一順位の落札候補者」という。）に対し、速やかに様式第6号によりファクシミリ及び電話により連絡し、次項に定める書類の提出を求めるものとする。

- 2 第一順位の落札候補者は、前項の規定による市長の求めに応じ、一般競争入札参加資格等確認資料（単体企業等にあつては様式第7号、特定建設工事共同企業体にあつては様式第8号及び特定建設工事共同企業体協定書。以下これらを「確認資料」という。）を市長に提出しなければならない。
- 3 契約規則第8条第1項第2号及び第27条第3号の規定により入札保証金及び契約保証金の納付の特例措置を希望する者は、該当建設工事の請負契約書の写し及び工事完成検査結果通知等履行を証明するものの写し（単体企業等にあつてはその単体企業が、特定建設工事共同企業体にあつてはその代表構成員となる者が、単体企業等又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として工事を請け負った実績に限る。）を確認資料に添付しなければならない。
- 4 前2項の書類は、第1項の規定により書類の提出を求めた日の翌日から起算して原則として2日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（以下これらを「休日」という。）を除く。）

以内に持参により提出しなければならない。

- 5 第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料及び落札者の決定に関し市長が求める資料を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- 6 前項に規定する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると市長が認めるときは、久喜市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく措置を講ずるものとする。

(参加資格の審査)

第17条 市長は、入札書、入札金額見積書内訳、確認資料等により、第一順位の落札候補者が参加資格を満たしているか否かの審査を行い、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合は、その者を失格とする。

- 2 前項の審査において、第一順位の落札候補者が失格となった場合には、次に低い価格を提示した落札候補者から順次審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。
- 3 同額の入札を行った落札候補者がいる場合には、くじにより審査の順序を決定する。
- 4 参加資格の審査は、前条第4項に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として3日(休日を除く。)以内に行うものとする。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合は、この限りでない。
- 5 参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書(様式第9号)により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

(落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定)

第18条 市長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、様式第10号により通知するものとする。ただし、電子入札による場合には、電子入札システムにより通知するものとする。

- 2 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適格通知書(様式第11号)により通知するものとする。
- 3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示す入札参加資格のいずれかを満たさなくなつたときは、当該落札候補者がした入札は無効とする。

(入札参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第19条 入札参加資格不適格通知書を受領した者が、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、前条第2項の通知を受領した日の翌日から起算して原則として5日(休日を除く。)以内に、市長に対して入札参加資格を満たさないとされた理由につ

いて説明を求めることができる。

- 2 入札参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、苦情申出書（様式第12号）を持参し、又は郵送することにより行うものとする。
- 3 市長は、苦情申出書の提出があったときは、苦情申出書を受理した日の翌日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に、回答書（様式第13号）により回答するものとする。
- 4 当該苦情の申出は、落札者の決定及びこれに関連する事務の執行を妨げない。

（契約保証金）

第20条 契約保証金の納付及び減免は、契約規則第26条及び第27条に基づくものとする。

- 2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、様式第5号の請求に基づき、これを還付するものとする。
- 3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法第234条の2第2項の規定に基づき、還付しないものとする。

（その他）

第21条 この告示に特別の定めがない事項は、一般競争入札、指名競争入札及び電子入札に関する諸規程の例によるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の久喜市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱（平成20年久喜市告示第210号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年3月29日告示第162号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月12日告示第128号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。